

関連事業の許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第一市場における京都市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第29条に規定する関連事業の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務許可の申請)

第2条 条例第29条第1項に規定する関連事業の許可の申請は、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。

- (1) 市長が行う関連事業者の募集に応じ、選定されたとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

(添付書類)

第3条 京都市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第25条第2項において準用する規則第12条第2項第9号に規定するその他市長が特に必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 京都市暴力団排除条例施行規則第4条に規定する誓約書
- (2) 確定申告書の控えの写し
- (3) 所得税、法人税、消費税並びに本市の市民税及び固定資産税に関する納税証明書（課税されているものに限る。）
- (4) 申請者（法人にあっては代表者）の写真（正面向き、上半身、無帽、名刺型）

(関連事業の許可に係る基準)

第4条 条例第29条第3項第4号に規定する関連事業を行うのに必要な知識、経験又は資力信用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 個人 次に掲げる基準

ア 申請時において年齢が満25歳以上の者で、かつ、申請に係る事業を直前期を含め3事業年度以上実施していること。

イ 仲卸業者に対する改善措置命令に関する要綱第2条に掲げる算出の比率が10パーセント以上であり、かつ、資産の額の合計から負債の額の合計を控除した金額が300万円以上であること。

ウ 直近の事業年度において、経常損失が生じていないこと。

エ 所得税、消費税並びに本市の市民税及び固定資産税を滞納していないこと。

(2) 法人 次に掲げる基準

ア 申請に係る事業を直前期を含め3事業年度以上実施していること。

イ 自己資本比率が10パーセント以上であり、かつ、純資産額が500万

円以上であること。

ウ 直近の事業年度において、経常損失が生じていないこと。

エ 法人税、消費税並びに本市の市民税及び固定資産税を滞納していないこと。

- 2 前各号の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、条例第29条第3項第4号に規定する関連事業を行うのに必要な知識、経験又は資力信用を有する者とみなす。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、関連事業の許可に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。